

## 水産業コスト縮減緊急対策事業費補助金実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は、物価高騰等の影響を受けている県内水産関連事業者が、コスト縮減、省力化及び効率化等を図るために必要な施設整備及び機器導入等の取組に対し、予算の範囲内で補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号。以下「交付要綱」という。）、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日府地創第327号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

#### (1) 漁業者等

漁業者（漁業協同組合の正組合員）、養殖業者（漁業協同組合の正組合員又は内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第28条第1項に定める届出をした陸上養殖業者）、水産加工業者、卸売業者（生鮮水産物等を取り扱う公設市場又は卸売市場法に基づき知事の認定を受けた地方卸売市場における卸売業者）、水産用種苗生産業者、水産業協同組合（漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合）、中小企業等協同組合法に基づく法人（水産加工業者に限る）、定置漁業を営む団体（代表者の定めがあるものに限る）及びこれらに準ずるものとして知事が特に支援が必要と認める団体をいう。

#### (2) コスト縮減等

漁業者等が、施設又は設備の整備や機器の導入等を行うことで、コスト縮減や作業の省力化、効率化等を図ること。

#### (3) 事業実施者

本事業において、県内でコスト縮減等の取組を行う漁業者等。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「事業主体」という。）は、県内に主たる事務所又は事業所を置いて事業を実施する次に掲げる者とする。

#### (1) 漁業者等

#### (2) 所属正組合員によるコスト縮減等の取組経費を助成する漁業協同組合

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、経費及び補助率等は別表及び実施基準に別途定める内容のとおりとする。

なお、漁協事務費を除く交付金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 同一の補助対象経費について、国、県、市町が実施する他の補助制度と併用して交付を受けることはできない。

(交付申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第4条の規定による交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとし、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 補助事業等が工事の施工に係るものであるときはその実施設計書
- (5) 事業主体が法人の場合は法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、事業主体が個人の場合は本人確認書類の写し（運転免許証、住民票等）、事業主体が定置漁業を営む団体の場合は団体の規約及び代表者の本人確認書類の写し（運転免許証、住民票等）
- (6) その他知事が必要と認める書類
- (7) 交付申請書に添付すべき書類確認表（様式第4-1号）

(補助の条件)

第6条 規則第6条第1項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業主体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを補助事業の完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (2) 事業実施者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、県の契約方法に準じ、原則として競争入札または複数の者からの見積書徴取等の契約方法によらねばならない。ただし、やむをえない事情がある場合はこの限りではない。
- (3) 前号に従い入札を実施する場合は、入札の結果について県において公表もあり得ることを、入札参加者にあらかじめ周知しなければならない。
- (4) 事業実施者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式の財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 事業実施者は、当該財産のうち、適正化法施行令第13条に定める財産で1件あたりの取得価格50万以上のものであって、処分制限期間内（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下

「財務省令」という。)に定めるものについては、財務省令に定める耐用年数に相当する期間内。ただし、財務省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内。以下同じ。)においては、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を得て処分を行う場合はこの限りではない。なお、上記により知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (6) 事業実施者は、最小の経費で最大の効果をあげ得るよう努めなければならない。

(事業の実施期間)

第7条 事業実施期間は、交付決定の日から令和9年3月31日までとする。ただし、やむを得ない事情により、交付決定の前に着手する必要がある場合には、事業主体は交付決定前着手届(様式第5号)をあらかじめ知事に提出するものとする。

(補助事業の実施状況報告)

第8条 規則第11条第1項に規定する状況報告は、知事が報告を求めた場合、指定する日までに補助金実施状況報告書(様式第6号)により行うものとする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第11条第2項の規定による事業計画変更の承認を受けようとする者は、事業計画変更承認申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 規則第11条第2項第1号の別に定める軽微な変更は、県の補助額に変更を生じない範囲内において変更を行う場合であって、目的の達成に支障がない場合とする。

3 規則第11条第2項第2号の規定による事業の中止又は廃止について承認を受けようとする者は、中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 事業主体は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに規則第13条第1項の規定に基づく実績報告書を提出しなければならない。

2 交付要綱第6条第1項の規定による実績報告書に添付すべき書類及びその様式は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第1号)

- (2) 収支精算書（様式第2号）
  - (3) 補助事業等が工事の施工に係るものであるときはその精算設計書
  - (4) その他知事が必要と認める書類
  - (5) 実績報告書に添付すべき書類確認表（様式第4-2号）
- 3 事業主体は、補助事業の廃止の承認を受けたときは、規則第21条の規定に基づき、実績報告を省略するものとする。

（補助金の交付）

第11条 知事は、規則第5条の規定により交付の決定をした額に係る補助金について、概算払いの方法により交付する。

- 2 規則第16条の規定による請求書に添付すべき書類及びその様式は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、交付要綱第7条第1項又は同条第2項において準用する同条第1項第1号の請求内訳書については、添付を省略できるものとする。

- (1) 補助金算出の基礎（様式第9号）
- (2) 出来高調書（様式第10号）
- (3) 事業実施にかかる契約書等の写し

- 3 前項の規定に関わらず、適正な実績報告書の提出後の概算払いについては、請求書に添付する書類を省略できるものとする。

（財産の処分）

第12条 規則第20条の規定による承認を受けようとするときは、長崎県補助金等に係る財産処分承認基準（平成21年6月19日21財第75号別添）で定められた様式に準じて、財産処分承認申請等を知事に提出しなければならない。

（取組成果の促進等）

第13条 事業実施者は、事業完了後も、当該事業の成果を活かし、コスト縮減等に努めなければならない。

- 2 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について、事業主体に報告を求め、公表することができるものとし、事業主体は、コスト縮減等の取組状況について、事業実施年度の翌年度以降3年間は、県が行う聞き取り調査等に協力しなければならない。

- 3 別表に掲げる事業分類のうち、コスト縮減モデルタイプの事業を実施した漁業者等は、実施年度の翌々年度の8月末日までに様式第11号により事業の成果を知事に報告するとともに、実施年度の翌々年度に当該成果等を活用して、教育機関での講義や地域の学習会等において効果波及等に資する取組を行い、その結果を様式第12号により知事に報告するものとする。

(補助金の返還)

第14条 知事は、事業実施者が補助事業の実施に関し、漁業法（昭和24年法律第267号）、長崎県漁業調整規則（令和2年長崎県規則第44号）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）、漁船法（昭和25年法律第178号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、水産流通適正化法（令和2年法律第79号）及び卸売市場法（昭和46年法律第35号）その他関係法令に違反した場合、又は、第5条第3号に掲げる誓約書の内容に虚偽があると判明した場合、規則第5条の規定による交付決定の全部又は一部を取消することができる。なお、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年度の予算に基づく事業から適用する。

別表（第4条関係）

事業区分	事業分類	補助方式	対象者	対象経費	要件	補助上限及び補助率
施設・設備整備事業	①単独利用タイプ	直接	漁業者等	施設・設備の整備に要する経費	(1)コスト削減、省力化、効率化等にかかる計画の策定・実施	2,000万円 1/2以内
	②共同利用タイプ	直接	卸売業者（生鮮水産物等を取り扱う公設市場又は卸売市場法に基づき知事の認定を受けた地方卸売市場における卸売業者）	施設・設備の整備に要する経費	(1)コスト削減、省力化、効率化等にかかる計画の策定・実施 (2)受益対象者を明示し、そのコスト削減、省力化、効率化等を計画に記載	5,000万円 1/2以内
機器導入事業	③通常タイプ	直接	漁業者等	機器導入に要する経費	(1)コスト削減、省力化、効率化等にかかる計画の策定・実施	500万円 1/2以内
		間接	漁業協同組合	正組合員が行う漁船機関のオーバーホールに要する経費に対して漁協が助成を行う場合において、漁協が当該助成の対象とする経費（漁協事務費を含む）		
	④コスト削減モデルタイプ	直接	漁業者、養殖業者、漁業協同組合、水産用種苗生産業者、定置漁業を営む団体	機器導入に要する経費	スマート機器の導入に要する経費であって、以下の(1),(2)を満たすもの (1)コスト削減、省力化、効率化等にかかる計画の策定・実施  (2)試験研究機関等へのデータ提供かつ教育機関との連携協定締結 ただし、連携協定が困難な場合は、スマート機器の普及に向けた県や漁協等の活動への参画（事例発表等）	670万円 2/3以内